

自動車保険 (IPN)

おもに法人等のお客様のための事業用自動車保険です

自動車保険（IPN）は、充実した補償で お客さまをサポートします。

IPN は、すべての用途車種の自動車を対象とした自動車保険です。
（販売用自動車・整備受託自動車等を含み、ノンフリート契約・フリート契約の
いずれも対象となります。）

自動車保険商品

保険種類	対象の自動車	対象のご契約
➡ 自動車保険 〔IPN（主に事業用）〕	全ての用途車種	NIA 自動車保険〔NIAP（家庭用）〕 の対象とならない全ての場合

ノンフリート契約とは お客さまが自ら所有し、かつ、使用される自動車のご契約台数が9台以下（他の保険会社等のご契約もご契約台数に含みます。）の場合のご契約をいいます。

フリート契約とは お客さまが自ら所有し、かつ、使用される自動車のご契約台数が10台以上（他の保険会社のご契約もご契約台数に含みます。）の場合のご契約をいいます。※10台以上のご契約は必ずフリート契約となり、割増・割引の方法・特約の適用条件が異なります。

相手方への賠償

対人賠償 自動車事故で他人を死傷させ、法律上の賠償責任を負うとき

自賠責保険等で支払われる額を超える部分に対して保険金をお支払いします。

対物賠償 自動車を運転中の事故で他人の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負うとき



プラス

【オプション】対物全損時修理差額費用特約

例えば、古い自動車と衝突した場合など、相手方の自動車の修理費が時価額を超えた場合も円満解決！
被保険者の過失に応じて、対物賠償保険金に上乗せして、所定の額を限度に保険金をお支払いします。

＜例＞停車中の相手方の自動車にご契約の自動車が増突

- 過失割合 ご自身 100%
- 相手方の自動車の修理費用 ⇒ 60 万円
- 相手方の自動車の時価額 ⇒ 40 万円
- 修理費用と時価額の差額 ⇒ 20 万円

「対物賠償保険金」

時価額 40 万円

+

「対物全損時修理差額費用特約保険金」

修理費用と時価額の差額 20 万円

=

お支払いする
保険金

60 万円

➤ 対人・対物とも保険金額無制限をおすすめします!!

●過去の高額賠償例

対 人	3億8,281万円 名古屋地裁／男性・29歳・会社員・後遺障害
-----	------------------------------------

対 物	1億2,036万円 福岡地裁／踏切で電車と衝突。電車脱線し家屋損壊
-----	--------------------------------------

示談交渉サービス付

事故の際は、一方的に追突された場合等を除き、弊社がお客さまに代わって相手方とのわずらわしい示談交渉をお引受けします。

車両の補償

車両保険

大切な車両の補償は「一般車両保険」または「車対車＋限定A」の2つのプランからお選びください。

一般車両保険

偶然的事故により
ご契約の自動車が
損害を被ったとき

▶ 車対車＋限定Aで補償される
事故

▶ 電柱・ガードレール
等に衝突、あて逃げ

▶ 墜落・転覆



車対車＋限定A

お支払対象となる事故を
限定したプランです

▶ 他の自動車*との衝突

▶ 火災・盗難・いたずら・落書
・飛来中の他物との衝突

▶ 台風・洪水・高潮



*「車対車＋限定A」の場合には、相手方の自動車およびその運転者またはその所有者が
確認できたときに限り、保険金をお支払いします。

プラス

【オプション】地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約

通常の車両保険で補償されない「地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害」
に対して保険金をお支払いします。



事故時の免責金額（自己負担額）

1回目の事故による免責金額を「0円」または「5万円」、2回目以降の事故による免責金額を「10万円」とする「0-10」「5-10」などの増額方式、および事故回数に関係なく免責金額を「0円」「5万円」「10万円」などとする定額方式があります。

ご自身のケガの補償

● 人身傷害保険

自動車事故によるケガの治療費・休業損害・精神的損害など実際の損害を補償します。

お客さまの過失にかかわらず、確実な補償*を受けられます。

○ご契約の自動車に搭乗中等の方が自動車事故により、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合の損害について補償します。

○保険金額の範囲内で、お客様の過失の有無にかかわらず、保険金をお支払いします。

○示談の成立を待たずに、先行して保険金をお支払いします。お支払い後、当社が相手方に賠償請求いたします。

*人身傷害保険に定める「人身傷害条項損害額算定基準」に従い、被保険者ごとに保険金額を限度にお支払いします。



お支払いの対象になる損害

入院・通院された場合：治療費などの実費＋休業損害＋精神的損害

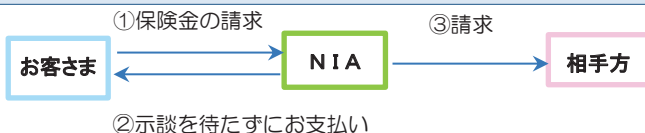
後遺障害を被られた場合：治療費などの実費＋精神的損害＋将来の介護料

＋逸失利益（労働力を喪失したことにより失った将来の収入）

死亡された場合：治療費などの実費＋精神的損害＋葬儀費用

＋逸失利益（死亡されたことにより失った将来の収入）

保険金をお支払いするまでの流れ



人身傷害保険にセットする特約

※定額払特約は、死亡・後遺障害、死亡・後遺障害＋入通院日数払、死亡・後遺障害＋傷害一時金でセットします。

車外危険補償特約 ご契約の自動車に搭乗中等の事故だけでなく自動車事故（「保険の補償内容・人身傷害保険」参照）にまで補償の範囲を拡大します。

定額払特約（死亡・後遺障害） 自動車事故により事故発生日から 180 日以内に死亡または後遺障害が発生された場合に、定額の死亡保険金または後遺障害保険金をお支払いします。

定額払特約（入通院日数払） 自動車事故によりケガをされ事故発生日から 180 日以内に、入院（180 日限度）または通院（90 日限度）された場合に、日数分の日額をお支払いします。

定額払特約（傷害一時金） 自動車事故によりケガをされ、事故発生日から 180 日以内に、入院または通院の日数が 5 日以上の場合 10 万円、それ以外の場合 1 万円を一時金でお支払いします。

● 自損傷害特約*

ご契約の自動車の自損事故などにより、自動車の所有者、運転者または同乗中の方が死傷され、自賠責保険等から保険金が支払われない場合に保険金をお支払いします。

*対人賠償保険を付帯し、人身傷害保険を付帯しない場合に自動セットされます。ご契約の自動車に搭乗中以外の無保険車事故を補償対象とする場合、無保険車傷害車内および車外危険補償特約を追加セットいただきます。

● 無保険車傷害特約（車内）* / 無保険車傷害車内および車外危険補償特約

無保険車との事故で、搭乗者が死亡または後遺障害を被って、相手方から十分な補償が受けられない場合に保険金をお支払いします。記名被保険者が個人の場合、ご契約の自動車に係る事故（車内）かご契約の自動車以外の自動車を含む事故（車内および車外）いずれかを対象とするか選択いただけます。記名被保険者が法人の場合は、ご契約の自動車に係る事故（車内）を対象とします。

🏠 新車割引

保険始期日の属する月が、ご契約の自動車の初度登録年月の翌月から起算して 49 か月以内の場合に適用されます。

🏠 ASV 割引

AEB（衝突被害軽減ブレーキ）が装備されている自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車で、かつ、適用対象期間内にある場合に適用されます。

🏠 フリート多数割引

フリート契約者が自らを記名被保険者として、1 保険証券で 10 台以上の所有・使用自動車を一括付保する場合に、その 1 保険証券で付保するすべての所有・使用自動車の保険契約に適用されます。

プラス

オプション特約

——— お客さまのご希望によりセットできる特約 ———

車両全損時臨時費用特約

(5%・10%)

ご契約者の自動車が全損*になったとき、買替え、廃車等の諸費用としてお支払いします。

*全損とは、修理費等で保険金額以上の保険金をお支払いする場合をいいます。

弁護士費用等補償特約

被害事故でも安心

自動車事故により被保険者が他人から死傷させられたり、財物に損害を受け、法律上の損害賠償請求をする場合に必要となる弁護士費用または弁護士・司法書士・行政書士への法律相談費用を保険金としてお支払いします。

1 回の事故につき、被保険者 1 名あたり ◆弁護士費用保険金 300 万円限度 ◆法律相談費用保険金 10 万円限度

代車費用補償特約

ご契約自動車の修理中、代車費用を補償

車両保険金のお支払対象となる事故によりご契約の自動車が使用できなくなった場合に、お支払対象期間内に発生したレンタカー等の代車費用について実際のご負担額をお支払いします。

※保険証券記載の支払限度日額を限度に、被保険者が実際に負担した 1 日あたりの代車費用の額に代車借入期間を乗じた額をお支払いします。ただし、代車借入期間は 30 日を限度とします。

事故付随費用補償特約

事故による思わぬ出費を補償

車両事故によりご契約の自動車が自力で走行できなくなった場合に、被保険者が負担した次の費用に対して保険金をお支払いします。

◆臨時宿泊費用 ◆臨時帰宅費用 ◆搬送・引取費用 ◆キャンセル費用

◆ 自動車保険の補償内容 ◆

補償項目		対象となる損害	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合(×)																					
相手方への賠償	対人賠償保険	対人事故により、被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金をお支払いします。	○損害賠償額をお支払いします。1回の事故につきお支払額に制限はありませんが、被害者 1 名につきお支払額は、保険金額が限度となります。	酒気帯び運転・無資格運転・麻薬等の影響のある運転による損害または運転者本人の傷害	父母・配偶者・子に対する損害賠償	競技・曲技のために使用すること	地震・噴火・津波による損害または傷害	台風・洪水・高潮による損害または傷害																	
	対物賠償保険	対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。	○損害賠償額をお支払いします。1回の事故につきお支払額は、保険金額が限度となります。 ○保険証券に免責金額（自己負担額）の記載がある場合は、その額を差し引いて保険金をお支払いします。	—	×	×	×	×																	
ケガの補償	人身傷害保険	ご契約の自動車に搭乗中等の方が自動車事故により、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合の損害額（※1）について、1回の事故につき被保険者 1 名ごとに、保険金額を限度に人身傷害保険金をお支払いします。なお、自損傷害・無保険車傷害は、人身傷害保険でお支払いします。無保険車傷害の保険金額は、人身傷害保険の保険金額に関係なく、無制限となります。また、人身傷害車外危険補償特約（※2）をセットされた場合、ご契約の自動車に搭乗中等の事故だけでなく、対象となる事故の種類を拡大します。 <table><tr><th>事故の種類</th><th>ご契約の自動車の事故</th><th colspan="2">自動車事故</th></tr><tr><th>主な事故例</th><td>ご契約の自動車に搭乗中等の自動車事故によるケガ</td><td>ご契約の自動車以外の他の自動車（※3）に搭乗中の事故</td><td>歩行中・自転車搭乗中の自動車事故</td></tr><tr><th>人身傷害保険</th><td>○：搭乗中の方すべてが補償対象</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><th>人身傷害車外危険補償特約をセットされる場合</th><td>○：搭乗中の方すべてが補償対象</td><td>○：記名被保険者とそのご家族（※5）が補償対象</td><td>○：記名被保険者とそのご家族（※5）が補償対象</td></tr></table> ＜オプションの特約＞ 人身傷害保険にセットすることができ、死亡・後遺障害、死亡・後遺障害＋入院日数払、死亡・後遺障害＋傷害一時金でセットします。入通院日数払と傷害一時金とは同時にセットできません。 定額払特約（死亡・後遺障害） 自動車事故により事故発生日から 180 日以内に死亡または後遺障害が発生された場合に、定額の死亡保険金または後遺障害保険金をお支払いします。 定額払特約（入通院日数払） 自動車事故によりケガをされ事故発生日から 180 日以内に、入院（180 日限度）または通院（90 日限度）された場合に、日数分の日額をお支払いします。 定額払特約（傷害一時金） 自動車事故によりケガをされ、事故発生日から 180 日以内に、入院または通院の日数が 5 日以上の場合 10 万円、それ以外の場合 1 万円を一時金でお支払いします。 （※1）損害額（ケガによる治療費、休業損害、死亡による精神的損害、逸失利益、葬儀費等をいいます。）の認定は、約款に基づき弊社が行います。 （※2）記名被保険者が個人・個人事業主で、かつ、人身傷害保険契約がある場合にセットすることができます。 （※3）（※5）①から③までのご家族の方が所有または常時使用する自動車は、対象外です。 （※4）（※5）のご家族の方がご契約の自動車以外の他の自動車（自家用8車種に限ります。）を自ら運転中の事故については、他車運転危険補償特約の適用により補償されます。 （※5）ご家族とは、次の方をいいます。 ①記名被保険者 ②①の配偶者 ③①または②の同居の親族 ④①または②の別居の未婚の子 （※6）地震・噴火・津波危険「人身傷害定額払」補償特約をセットした場合、定額払特約保険金をお支払いします。			事故の種類	ご契約の自動車の事故	自動車事故		主な事故例	ご契約の自動車に搭乗中等の自動車事故によるケガ	ご契約の自動車以外の他の自動車（※3）に搭乗中の事故	歩行中・自転車搭乗中の自動車事故	人身傷害保険	○：搭乗中の方すべてが補償対象	×	×	人身傷害車外危険補償特約をセットされる場合	○：搭乗中の方すべてが補償対象	○：記名被保険者とそのご家族（※5）が補償対象	○：記名被保険者とそのご家族（※5）が補償対象	×	—	×	△（※6）	—
	事故の種類	ご契約の自動車の事故	自動車事故																						
主な事故例	ご契約の自動車に搭乗中等の自動車事故によるケガ	ご契約の自動車以外の他の自動車（※3）に搭乗中の事故	歩行中・自転車搭乗中の自動車事故																						
人身傷害保険	○：搭乗中の方すべてが補償対象	×	×																						
人身傷害車外危険補償特約をセットされる場合	○：搭乗中の方すべてが補償対象	○：記名被保険者とそのご家族（※5）が補償対象	○：記名被保険者とそのご家族（※5）が補償対象																						
車両の補償	車両保険（※7）	○種類が「一般」の車両保険の場合 衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮、その他の偶然な事故によってご契約の自動車に生じた損害に対してお支払いします。 ○種類が「車対車・限定A」の車両保険の場合 ご契約の自動車と相手自動車との衝突または接触によってご契約の自動車に生じた損害に対してお支払いします。ただし、相手自動車の登録番号等ならびに運転者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合に限りです。さらに火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮、その他の偶然な事故によってご契約の自動車に生じた損害に対してお支払いします。 （※7）車両保険には、車両価額協定保険特約（◆主な特約の概要◆「車両価額協定保険特約」参照）が自動セットされます。	○全損 「全損」とは、ご契約の自動車の損傷を修理することができない場合（※8）または修理費が保険価額以上となる場合をいい、保険価額の金額をお支払いします。 ○分損の場合 「分損」とは、修理費が保険価額未満となる場合をいい、損害額から免責金額（自己負担額）を差し引いた金額をお支払いします。ただし、車両価額協定保険特約の不適用に関する特約を併せてセットした場合で、保険金額が時価額よりも低いときは、免責金額を差し引いた金額に保険金額の時価額に対する割合を乗じた額をお支払いします。 （※8）車両の盗難にあい、発見できなかった場合を含みます。 （※9）地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約をセットした場合には、保険金をお支払いします。（一般車両のみ対象）	×	—	×	△（※9）	—																	

◆ 主な特約の概要 ◆

特約の名称	対象となる損害	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
自 損 傷 害 特 約 (注1)	ご契約の自動車の自損事故などにより、自動車の所有者、運転者または同乗中の方が死傷され、自賠責保険等から保険金が支払われない場合に保険金をお支払いします。	死亡保険金…1名につき 1,500 万円 後遺障害保険金…1名につき 50 万円～2,000 万円 介護費用保険金…1名につき 200 万円 医療保険金…1日につき入院 6,000 円 通院 4,000 円 1名につき 100 万円限度	○酒気帯び運転・無資格運転・麻薬等の影響のある運転による損害または運転者本人の傷害 ○競技・曲技のために使用している間に生じた傷害 ○地震・噴火・津波による傷害
無保険車傷害特約(車内)(注1) 無保険車傷害車内および車外 危険補償特約(車内および車外)(注2)	無保険車との事故で、死亡または後遺障害を被って、相手方から十分な補償が受けられない場合、保険金をお支払いします。 記名被保険者が個人の場合、ご契約の自動車に係る事故(車内)が自動車に係る事故(車内および車外)かどちらを対象とするか、無保険車傷害特約(車内)または無保険車傷害車内および車外危険補償特約(車内および車外)をご選択いただけます。記名被保険者が法人の場合、ご契約の自動車に係る事故(車内)を対象とする無保険車傷害特約(車内)になります。	対人賠償保険金額が1名ごとのお支払限度額となります。ただし、相手自動車の対人賠償保険金額、他の無保険車傷害保険の保険金額があるときはそのいずれか高い額を差し引いた額を限度とします。	○酒気帯び運転・無資格運転・麻薬等の影響のある運転による損害または運転者本人の傷害 ○地震・噴火・津波による傷害 ○台風・洪水・高潮による傷害
対物全損時修理差額費用特約 ＜ オ プ シ ョ ン ＞	対物賠償保険金をお支払いする事故による相手自動車の修理費用が時価額を上回り、被保険者が実際に負担したその差額に対して保険金をお支払いします。	○修理費用と時価額の差額に被保険者の過失割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。	○対物賠償保険と同じ。
車両価額協定保険特約 (注3) ＜ 自 動 セ ッ ト ＞	ご契約締結時における「市場販売価格相当額(ご契約の自動車と同一の用途車種・型式・仕様・年式で同等の消耗度の自動車をいいます。)」を価額として協定し、車両保険金額を設定することで、保険期間中の経年減価にかかわらず、協定した価額を限度に保険金をお支払いします。	○全損の場合は、協定保険価額とします。ただし、保険金額を限度とします。 ○分損の場合は、修理費用から保険証券記載の免責金額(自己負担額)を差し引いた額とします。	○協定保険価額がご契約の自動車の実際の保険価額を著しく超えるときは、その実際の保険価額を限度に保険金をお支払いします。
車両全損時臨時費用補償特約 (5%・10%) ＜ オ プ シ ョ ン ＞	ご契約の自動車が、車両保険の支払われる事故により全損となる場合、廃車費用や車の買替えの費用として保険金をお支払いします。	○車両保険金額の5%(10万円限度)または10%(20万円限度)を車両保険金額とは別枠でお支払いします。	○地震・噴火・津波による損害 ○無資格免許、酒気帯び運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転による損害
代 車 費 用 補 償 特 約 ＜ オ プ シ ョ ン ＞	ご契約の車両保険で車両保険金のお支払対象となる事故によりご契約の自動車を使用できなくなった場合に、レンタカー等の代車を利用したことにより、被保険者が負担した費用に対して保険金をお支払いします。	○保険証券記載の支払限度日額を限度に、被保険者が実際に負担した1日あたりの代車費用の額に代車借入期間を乗じた額とします。ただし、代車借入期間は30日を限度とします。	○被保険自動車が自力で走行できる場合で、被保険者が損傷を修理しなかったとき。
事 故 付 随 費 用 補 償 特 約 ＜ オ プ シ ョ ン ＞	ご契約の自動車の車両事故に伴って、被保険者が負担した自力走行不能時の臨時費用(臨時宿泊費用、臨時帰宅費用、搬送・引取費用またはキャンセル費用)に対し、保険金をお支払いします。 ②臨時帰宅費用保険金 被保険者が負担した臨時帰宅費用の額を、臨時帰宅費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき、1名あたり2万円を限度とします。	①臨時宿泊費用保険金 被保険者が負担した臨時宿泊費用の額を、臨時宿泊費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき、1名あたり1万円を限度とします。 ③搬送・引取費用保険金 被保険者が負担した搬送・引取費用の額を、搬送・引取費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき5万円を限度とします。 (※) 1,000円またはそのキャンセル費用の20%に相当する額のいずれか高い額とします。	○車両保険と同じ。 ④キャンセル費用保険金 被保険者が負担したキャンセル費用の額から、自己負担額(※)を差し引いた額を、キャンセル費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき50万円を限度とします。
弁護士費用等補償特約 (注2)(注4) ＜ オ プ シ ョ ン ＞	被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が、自動車事故により他人から死傷させられたり、財物に損害を受け、相手方に損害賠償請求される場合に、弊社の同意を得て支出された弁護士費用・法律相談費用に対して保険金をお支払いします。	① 弁護士費用保険金 弊社所定の弁護士報酬・司法書士報酬の上限額表(経済的利益の額に対応する上限額表)に定める金額に消費税相当額を加算した金額を限度とし、1回の事故につき、被保険者1名あたり300万円を限度とします。	○対人賠償保険と同じ。 ②法律相談費用保険金 1回の事故につき、被保険者1名あたり10万円を限度とします。
臨時代替自動車補償特約 ＜記名被保険者が法人のノンフリート契約またはフリート契約のみ＞	ご契約の自動車が整備、修理、点検などのために使用できない間に臨時に借用した自動車の保険に優先して、ご契約の保険から保険金をお支払いします。	○対人賠償保険金、対物賠償保険金、人身傷害保険金、車両保険(車両保険にご加入の場合のみ)などをお支払いします。	「臨時に借用した自動車」には、ご契約の自動車の所有者、記名被保険者または記名被保険者の役員・使用人が所有する自動車は含まれません。

(注1) 対人賠償保険契約があり、かつ、人身傷害保険契約がない場合に自動セットされます。

(注2) この特約のご契約にあたっては、記名被保険者が個人(個人事業主を除きます。)(の場合、補償内容が同様の保険契約(弊社以外の保険契約を含みます。))が他にある場合は、補償が重複することがあります。他の保険契約等をご確認のうえ、ご契約ください。詳細は、重要事項説明書の「その他ご留意いただきたいこと」(6) 特約の補償重複をご参照ください。

(注3) ご契約の自動車の用途車種が自家用8車種以外の場合は、車両価額協定保険特約の不適用に関する特約＜オプション＞をセットすることができます。

(注4) この特約は、記名被保険者が個人(個人事業主を除きます。)(の場合のみ)セットすることができ、記名被保険者が法人の場合は、弁護士費用等補償特約(被保険自動車搭乗中のみ)をセットすることができます。

※上記以外の特約につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

24時間365日

事故や故障の時も安心の

「無料ロードアシスタンスサービス」

レッカーサービス

最大 100 kmまで無料

事故または故障でご契約の自動車が自力走行不能となった場合、最寄りの修理工場まで無料(上記の距離まで)でけん引します。

ガス欠ガソリンお届けサービス

10リットルまで無料(保険期間内1回)

自宅駐車場(自宅駐車場と同等と判断できる保管場所を含みます。))以外でガス欠となった場合、10リットルまで無料で提供します。

緊急対応サービス

バッテリー上がり・インロック・パンクなど、偶然なトラブル時(故障を含みます。))に現場で緊急対応・修理を行います。

【対象となるご契約】＊対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険のすべてにご加入のノンフリート契約、およびフリート契約

＜ご注意＞ロードサービス専用フリーダイヤルにご連絡なく、ご自身でロードサービス会社に直接手配された場合は、ロードサービス費用のお支払いはできません。

※詳細につきましては、ロードアシスタンスサービス規約をご確認ください。

◆ノンフリート等級別料率制度

ご契約台数が9台以下のノンフリート契約には、前契約の有無、前契約の事故の件数等を保険料に反映させるノンフリート等級別料率の割増・割引制度があります。この制度は、1～20等級の『等級区分』および『事故有無区分』によって割増・割引が決定されます。

『等級区分』は、前契約の保険期間中に事故がなければ、前契約の等級に「1」を加え、事故があれば、保険事故1件につき原則として「3」（3等級ダウン事故）または「1」（1等級ダウン事故）を引いた等級となります。

『事故有無区分』は、事故有係数適用期間^(注)が「1」～「6」年のときは「事故有の割増引率」（割増率が小さい）を適用し、事故有係数適用期間^(注)が「0」年のときは「無事故の割増引率」（割増率が大きい）を適用します。

（注）事故有係数適用期間とは、ノンフリート等級別係数における事故有係数を適用すべき期間（保険始期日時点における残り適用年数）をいいます。

【1等級ダウン事故】

・車両保険のみ、無保険車傷害車内危険補償のみ、無保険車傷害車外危険補償のみ、人身傷害保険のみ、身の回り品補償特約のみ、またはこれらの組合せで火災・爆発・盗難・台風・竜巻・洪水・落書・窓ガラス破損・いたずらなどの原因により保険金をお支払いする事故をいいます。

【ノーカウント事故】

・無保険車傷害車内危険補償のみ、無保険車傷害車外危険補償のみ、人身傷害保険のみ、代車費用補償特約、事故付随費用補償特約、ファミリーバイク特約、弁護士費用等補償特約もしくは弁護士費用等補償特約（被保険自動車搭乗中のみ）の保険金のみまたはこれらの組合せの保険金をお支払いした事故については、事故がなかったものとして取り扱います。

【3等級ダウン事故】

・ノーカウント事故および1等級ダウン事故以外の事故を3等級ダウン事故として取り扱います。

◆保険料払込方法

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を一時に払い込む方法と分割して払い込む方法があります。詳細は、保険料の払込方法に関する書面をご確認ください。

◆ご契約締結時のご注意

- ご契約締結時には、保険契約申込書の記載事項に間違いがないか十分にご確認の上、お申込みください。また、事実と相違している場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。なお、ご契約者と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットの内容をお伝えください。
- 前契約の保険会社（JA共済、全労済、全自共を含みます。）が他の保険会社等の場合でも、前年のノンフリート等級、事故の有無および事故有係数適用期間などによって適用等級および割増・割引率を決定します。**※**前契約の内容（事故の有無など）を前保険会社等に確認させていただきます。
- 自動車を購入され、新規で自動車保険をお申込みの際は、車検証等写しのご提出をお願いします。
- 記名被保険者が個人であるノンフリート契約で、かつ、ご契約の自動車の用途車種が自家用8車種の場合は、保険始期日時点において有効な記名被保険者の運転免許証を確認させていただきます。

◆ご契約締結後のご注意

ご契約締結後、下記のいずれかに該当する変更が生じた場合は、ただちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

■ご契約の自動車を買替え等により入れ替えるとき ■ご契約の自動車を譲渡・廃車されたとき ■保険証券の住所を変更されたとき ■運転者年齢条件を変更されたとき ■運転される方の範囲を変更されたとき（運転者家族限定特約等の変更） ■ご契約の自動車の改造、高価な付属品（カーナビゲーション等）の取付け・取外し等によりご契約の自動車の車両価額が著しく増加・減少するとき ■上記のほか、保険金額の増減、特約の追加・削除等によりご契約内容の条件を変更されたとき ■記名被保険者の区分（「個人」・「個人事業主」・「法人」）を変更されたとき

◆保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合には、保険会社の業務または財産の状況によって、保険金・解約返れい金のお支払いが一定期間凍結されたり、保険金額が削減されたりすることがあります。なお、自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の補償の対象となり、保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。なお、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

◆もしも事故にあらわれたら

◆ただちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。

相手方との示談交渉または事故にあった自動車を修理される場合には、事前に弊社にご連絡のうえ、承認を得てください。弊社が承認する前に修理に着手された場合には、保険金の一部または全部が支払われないことがあります。

◆被保険者に代わって示談交渉をお引受けします。

対人・対物賠償事故について、被保険者および被害者の同意が得られれば、弊社が示談交渉をお引受けし、事故の解決にあたります。

※対人賠償事故で自賠責保険等のご契約が締結されていない場合、または被保険者が協力を拒まれた場合等には、示談交渉をお引受けできないことがあります。

◆被害者からの直接請求

対人・対物賠償事故について、被害者の方が損害賠償額を弊社に直接請求することができます。この場合、ご契約者の同意を得たうえで被害者との示談交渉によって損害賠償額を確定し、保険金をお支払いします。

●このパンフレットは、自動車保険の概要をご説明したものです。保険金のお支払条件、ご契約の手続き、その他この保険の詳細な内容は「重要事項等説明書」および「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご覧ください。なお、ご不明の点につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

●取扱代理店は、弊社との委託契約に基づいて保険契約の締結、保険料の領収・領収証の発行、保険契約の管理業務を行っています。

事故の際は取扱代理店または弊社にご連絡ください。

夜間（平日午後5時～午前9時）

フリーダイヤル（携帯からも通話無料）

土曜日・日曜日・祝日は、右記の

フリーダイヤルをご利用ください。

0120-117-438

無料ロードアシスタンスサービス（受付時間：24時間365日）

対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険

のすべてにご加入のノンフリート契約、および

フリート契約が対象です。

フリーダイヤル（携帯からも通話無料）

0120-222-759

【保険に関するご質問・ご相談・苦情等は】

取扱代理店または右記の弊社営業店にご連絡ください。

【弊社の契約する指定紛争解決機関】

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。詳細は下記ホームページをご覧ください。

《一般社団法人保険オンブズマン》

ホームページアドレス：<https://www.hoken-ombs.or.jp/>

電話：03-5425-7963 受付時間：土日、祝日、年末年始等を除く午前9時～12時、午後1時～5時

営業店	電話番号	受付時間
東京支店	03-5326-7234	平日 9:30
大阪支店	06-6262-5471	～17:30
札幌支店	011-231-2081	
名古屋支店	052-533-9961	平日 9:00
岐阜支店	058-207-0021	～17:00
岡山支店	086-225-0581	
広島支店	082-243-7821	

ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド

（ニューインディア保険会社）

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1（エステック情報ビル）

TEL：03-5326-7396（代表） FAX：03-5326-7211

ホームページ：<https://www.newindia.co.jp/>

お問合わせ先